

独立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations



「利用期」を迎えた森林資源を地域経済の原動力に

独立行政法人農林漁業信用基金 総括理事 石田 良行

特集 政策担当者に聞く 農林水産省から

農林水産省経営局金融調整課長 白石 知隆

林野庁林政部企画課長 横山 博一

水産庁漁政部水産経営課長 永田 祥久

農林水産省経営局保険監理官 中平 英典

水産庁漁政部漁業保険管理官 御殿敷 寛

地域の農林漁業だより

三重県農業信用基金協会

三重県農林水産部フードイノベーション課

全国漁業信用基金協会 本所

佐賀県農業共済組合

政策の窓

里山広葉樹の利活用を通じた再生に向けて

—林野庁広葉樹チームの取組—

林野庁林政部経営課 特用林産対策室長

(里山広葉樹利活用推進チーム チーム長) 鈴木 清史

信用基金の動き等

信用基金の動き、人事異動、編集後記、裏表紙

「利用期」を迎えた森林資源を地域経済の原動力に

独立行政法人農林漁業信用基金 総括理事 石田 良行 **01**

特集 政策担当者に聞く 農林水産省から

農林水産省経営局金融調整課長 白石 知隆 **02-03**

林野庁林政部企画課長 横山 博一 **04-05**

水産庁漁政部水産経営課長 永田 祥久 **06-07**

農林水産省経営局保険監理官 中平 英典 **08-09**

水産庁漁政部漁業保険管理官 御厩敷 寛 **10-11**

地域の農林漁業だより

農業信用基金協会だより

三重県農業信用基金協会 **12-13**

林業・木材産業だより

三重県農林水産部フードイノベーション課 **14-15**

漁業信用基金協会だより

全国漁業信用基金協会 本所 **16-17**

農業共済組合だより

佐賀県農業共済組合 **18-19**

政策の窓

里山広葉樹の利活用を通じた再生に向けて
—林野庁広葉樹チームの取組—
林野庁林政部経営課 特用林産対策室長
(里山広葉樹利活用推進チーム チーム長) 鈴木 清史 **20-23**

信用基金の動き等

信用基金の動き、人事異動、編集後記、裏表紙 **24**

「利用期」を迎えた森林資源を 地域経済の原動力に

独立行政法人農林漁業信用基金

総括理事 石田 良行



新緑が目には鮮やかな季節となりました。
ふと足を延ばせば、また飛行機に乗りますと眼下に緑の山々が広がり、皆様も、緑豊かな森の国だなあと感じられることがあるかと思います。
これら森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を発揮し、私たちの安全で安心な暮らしに欠くことのできない役割を果たしています。

このため、森林から産出される木材は私的財ではありますが、これら多面的機能が森林所有者にとっては外部経済であること、広く流域の国民に裨益するものであること、また、その育成整備には長期的継続的投資が必要であり、利潤の追求等私的な動機に委ねるとその存在量が不足する等の望ましくない状況におかれるであろう資本（＝社会資本）として、ある意味、健全な森林の存在が多面的機能を発揮していることへの対価として、公共事業により森林の整備が行われています。

一方、これら機能の発揮に必要となる森林の適正な整備・保全には林業が、林業の健全な発展には、その出口である木材産業が重要な役割を果たしています。

樹木は、植えてから使える大きさになるまで50年以上という長い期間を要します。戦後先人によりハゲ山に営々と植え・育てられた1千万haに及ぶ人工林は、これまで育成期にありましたが、今まさに利用可能な地域資源となり、林業を産業として持続可能で健全な発展を図る観点から極めて重要な時期に差し掛かっています。

林業は、その長期性はもとより、本来的に保続の範囲内で行われるべき特殊な制約を負っています。また、森林の施業は、一般に伐採は伐採、造林は造林…と分業により行われています。このうち保続＝持続性の確保に重要な立木価格の

決定権を持つ、森林所有者から立木を買い取り、伐採し、木材を生産する素材生産事業体は一般に財政基盤が脆弱な一方、参入が自由で、特に主伐は純粋な営利行為として、補助や規制など行政の対象とし難く、丁寧な作業をされる善良な事業体ほど苦勞される面もあります。

木材産業分野では、大規模・小規模の二極化が進んでいますが、小規模工場にあっては地域経済の重要な担い手として、大規模工場では生産が困難な部材にシフトするなどにより、その育成を図っていく必要があります。

巡る状況から見てみますと、人口減少等により住宅需要の長期的な減少が予想される一方、近年のいわゆるESG投資の拡大、建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた動き、サステナビリティ関連財務情報の開示への要請などを背景に、木材利用への追い風が吹いています。

こうした状況を踏まえ、山村をはじめとする地域経済に重要な役割を果たしている林業や木材産業が、その内包する持続性を高めながら相互利益を拡大しつつ持続的かつ健全な発展を図るという政府が掲げる目標実現のためには、金融が果たすべき役割は極めて大きいと認識しております。

金融機関、関係団体、地方公共団体など関係の皆様におかれては、地域経済の活性化に向けて、日々これら事業体の皆様とともにご尽力いただいているものと敬意を表します。

我々信用基金も、国の政策の実行機関である独立行政法人として、林業信用保証制度を通じて、融資機関ほか関係の皆様とともに、各地で懸命に努力されている林業・木材産業関係者の皆様に必要な資金融通が円滑に行われるよう努めてまいります。本年度も当信用基金の業務に特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



農林水産省から

令和8年度の農業金融について

政策担当者に聞く

農林水産省経営局金融調整課長

白石 知隆



平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、昨夏の豪雨や今年の大雪、地震等の自然災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

都道府県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい農業経営の資金繰りに関し、政府の要請も踏まえて、円滑な資金供給や償還猶予等の条件変更柔軟に応じていただいております金融機関の皆様改めて篤く御礼申し上げます。

我が国の金融をめぐる

我が国の金融をめぐるのは、改めて申し上げるまでもなく、長らく続いた超低金利環境からの本格的な脱却と金利のある世界への適応が求められる状況となっています。また、本年2月末以降の中東情勢の悪化は、今後、国内産業の広範囲に影響が及ぶ可能性があるため、政府としても官民金融機関に対して、影響を受ける事業者の資金繰り等の相談に丁寧に応じるよう要請しているところです。

このような難しい状況の中ではありますが、各金融機関の皆様におかれましては、引き続き、顧客ニーズに応えつつ経営基盤を強化し、時代の変化に即したビジネスモデルの構築、経営の持続性の確保に不断に努めていた

だくことを期待いたしております。

農業金融について①：金融機関における取組

各地域の農業の維持・活性化に向けては、農協系統をはじめ地域の金融機関において、経営相談・経営診断などを通じて取引先の農業者のニーズを細かに汲み取り、必要な資金を適切に供給していただくことが重要です。また、金融機関の強さである豊富なネットワークや情報を活かし、農業と食品産業等の農業関連産業の良好な関係の構築に取り組んでいただくなど地域農業のポテンシャルを引き出す取組を展開していただき、そのことが金融機関の収益向上にもつながっていくことを期待いたします。

農業分野の資金需要は、農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、拡大している状況にあります。農協系統金融機関の令和6年度新規農業融資額は3,648億円、農協系統以外の民間金融機関における令和6年度の農林業向け新規融資(設備資金)は703億円であり、農協系統のみならず地方銀行等におかれても積極的に農業経営を後押ししていただいている事例が多々あるものと認識しています。また、今後、地域計画に位置付けられた方を中心に地域の農地の受け皿となる担い手の規模拡大や事業多角化等に伴う資金需要が一層拡大すると見込んでおり、実際に、直近の農業景況調査によれば、令和8年に「設備投資予定あり」とする比率は57.1%とこの10年間で最も高い水準となっています。

農業融資が円滑に行われるためには、農業信用保証保険制度がその役割を十分に発揮することが必要です。我が国の農業経営・農業生産、ひいては国民への食料の安定供給を、いわば縁の下の力持ちとして支えているのが農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様であると考えております。

農業金融について②：農業金融に関する施策

農業金融に関する施策としては、上記の農業信用保証保険制度等の各種関連制度を適切に運用するよう努めつつ、制度資金に関する利子助成や保証料助成を実施する等の予算事業を措置しています。今年度も必要な事業を展開し、農業者の経営を金融面からサポートしてまいります。

民間金融機関の活動を補完する役割を担うのが、政策金融機関たる日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫です。生産資材価格の高騰等により農業経営が大きな影響を受けている中、農林漁業セーフティネット資金等の円滑な供給を通じて農業経営の下支え機能が発揮されていると考えています。今後も、民間金融機関と公庫が連携・協調し、農業者に必要な資金や経営ノウハウが適切に提供されることを期待しています。

また、令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、前述のように農業分野の資金需要が拡大していることや、今後、資金需要が一層拡大することが見込まれることを踏まえ、「民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件となるよう、在り方を検討する」とされたところです。

これを受け、民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金について、資金需要の拡大に対応し得るよう、貸付内容を見直すべく、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案を第221回国会(令和8年特別会)に提出し、国会での御審議の上、4月に成立、5月に公布されました。

農業近代化資金の具体的な拡充内容としては、従来の一般資金に加えて、「農業経営高度

化資金」という新たな資金メニューを追加し、地域計画に位置付けられた農業者等に対して、貸付限度額を個人2億円、法人7億円まで大幅に引き上げるとともに、償還期限を20年以内までに延長するほか、資金用途についても設備資金、長期運転資金のほか、農地取得や前向き借換を追加することとしています(従来メニューである一般資金も存置します)。新たな農業近代化資金が円滑に融通され、農業者の経営改善が一層促進されるよう、農業信用保証保険制度による支援や周知をよろしくお願いたします。

新たな農業近代化資金の内容

1 農業経営高度化資金[新設]	
①貸付対象者	地域計画に位置付けられた農業者等
②貸付限度額	農業者 個人 2億円 法人等 7億円 (大臣特認の場合は特認額)
③償還期限	20年以内 (償還期間7年以内)
④資金用途	設備資金、長期運転資金、農地取得、借換え
2 一般資金[従来メニュー]	
①貸付対象者	農業者、共同利用事業者 (農協、農協連合会等)
②貸付限度額	農業者 個人 18百万円 法人等 2億円 (大臣特認の場合は特認額) 共同利用事業者 15億円 (大臣特認の場合は特認額)
③償還期限	農業者 15年以内 (償還期間7年以内) 共同利用事業者 20年以内 (償還期間3年以内)
④資金用途	設備資金、長期運転資金、共同利用施設の改良・造成等

信用基金の新たな中期目標について

信用基金においては、令和5年度より始まった第5期中期目標の実現に向け取り組んでいるところです。令和8年度の具体的な取組として、信用基金は、①スマート農業の実装に必要な資金を円滑に調達できるよう、関係団体等に保証保険制度の情報を提供、②令和8年4月に導入した新たな保険料率体系に基づく運用状況について保険引受実績を基に分析、③期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担によりその強化を図る、などの取組を行っております。引き続き関係各位の御協力をお願いする次第です。

おわりに

農林水産省として、今後とも、農業経営・農業生産を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が適切に展開されるよう、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、施策を検討し、構築・展開してまいります。

本年度もどうぞよろしくお願いたします。

農林水産省から

令和8年度 林業金融等施策について

政策担当者に聞く

林野庁林政部企画課長

横山 博一



1 はじめに

日頃より(独)農林漁業信用基金の林業信用保証業務の運営並びに森林・林業・木材産業施策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、岩手県大船渡市での大規模な林野火災や、九州地方を中心とした大雨、更に本年も1月からの大雪など、全国各地で災害が発

生しました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地の復旧に御尽力されている皆様に対し、深く敬意を表します。林野庁としましても、引き続き被災された林業者・木材産業者の方々への資金繰り支援を行うとともに被災地の一日も早い復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

2 森林・林業の現状と課題

世界的に気候変動、生物多様性への関心が高まり温室効果ガスの排出量をはじめ、環境関係の情報開示を企業に求める制度も順次整備されてきています。

このような中、森林は最も重要な二酸化炭素の吸収源であると同時に、森林から得られた木材を木製品や住宅として利用することにより、二酸化炭素を放出することなく蓄え続けることができることから、2050年ネット・ゼロの実現に向け、経済界においても森林や木材利用への期待や関心が高まっております。

折しも、我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えており、森林資源の循環利用の確立を図り我が国経済社会の持続可能な成長に貢献していくことが重要です。

本年は我が国の森林・林業・木材産業施策の基本的な方向を定める「森林・林業基本計画」

を変更する5年に一度の重要な年です。計画案では、上述した観点から、「森林・林業・木材産業の好循環による『森の国・木の街』の実現」を目指すこととしています。これは、国産材の幅広い需要の創出、供給力強化、持続的な林業の確立、強靱なサプライチェーンの構築等による林業・木材産業の成長の実現とあわせて、激甚化する山地災害等の危機に対応し、国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくりにより、我が国の森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築いていこうというものです。林野庁としては、6月頃の閣議決定に向けて、関係者の皆様が将来に希望を持って新たな取組に挑戦いただける基本計画となるよう検討を進めてまいります。

また、4月には改正森林経営管理法が施行されました。森林資源の循環利用を進めたくため、森林所有者や市町村、都道府県、地域

の関係者と、受け手となる林業経営体の連携を強化し、森林の集積・集約化を加速してまいります。

併せて、国民の4割以上が罹患していると

いわれる花粉症への対応については、発生源となるスギ林の伐採・植替えや需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大などの取組を進めてまいります。

3 林業金融

令和8年度の林野庁予算においては、2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に資するよう、林業DX等スマート林業の実現など、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進しており、林業・木材産業金融対策においても、意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化に向け支援することとしています。(図1)

利子助成については、合理化計画の認定を受けた林業経営体等の皆様が、(株)日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合や、豪雨・地震などの自然災害で被災した林業経営者の皆様が復旧に必要な資金を借り入れる場合等には、林業施設整備等利子助成事業により最長10年間、最大2%の利子助成の活用が可能です。申請を検討されている方は、全国木材協同組合連合会(<https://www.zenmokukyo.jp/>)にご相談ください。

債務保証については、林業信用保証事業として、重大な災害からの復旧に取り組む林業者・

木材産業者等の皆様が、(独)農林漁業信用基金の債務保証を利用して融資機関から資金を借り入れる際、保証料を最大5年間免除するために必要な経費等の支援を行います。詳細については(独)農林漁業信用基金(<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>)にお問い合わせください。

なお、令和8年度からは、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定に当たって選定対象となる林業経営体等として都道府県から公表された林業経営体等の皆様が、森林の集積・集約化のために必要な資金を調達する際に(独)農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合の最大5年間の保証料免除及び(株)日本政策金融公庫の資金を借り入れる際の利子助成の金融支援措置を行っています。

林野庁では、これからも制度融資や信用保証を通じて、林業者・木材関係者の皆様の事業の発展を後押しするなど、引き続き森林・林業・木材産業施策を推進してまいります。

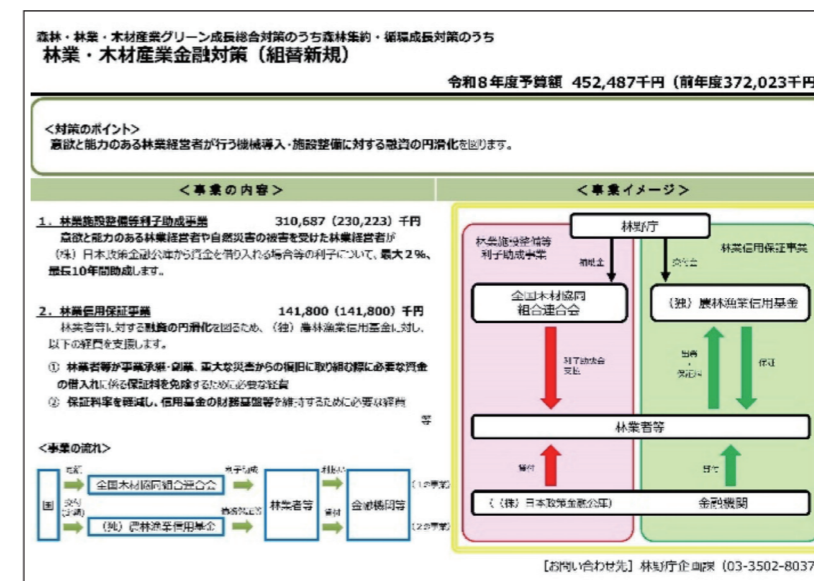


図1

農林水産省から

令和8年度の 水産金融施策について

政策担当者に聞く

水産庁漁政部水産経営課長

永田 祥久



「基金now」をご覧の皆様におかれましては、日頃より、漁業信用保証保険制度の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

はじめに、令和6年1月1日の能登半島地震

の発災から2年4カ月余りが経過いたしました。被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。今なお復旧・復興に向けてご尽力されている多くの関係者の皆さまへ深く敬意を表します。

1 我が国水産業の情勢について

昨今の我が国水産業を取り巻く環境は、カキやホタテのへい死など海洋環境の激変による水産資源の変動、ウクライナや中東の情勢に起因する燃油・飼料価格の高騰やALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等に加え、被害が大型化する台風災害をはじめとして多様な災害が全国各地で発生するなど、持続的かつ安定的な漁業経営を行っていくうえで、様々なリスクへの対応が求められる厳しい状況となっております。

そのような中、環境変化に適応し、新時代を切り拓いていくため、水産庁では、海水温の自動観測等を通じた水産資源の調査・評価の強化、漁獲対象魚種の変化に対応した、新たな操業形態への転換、労働環境の改善と収益性の向上を両立させる新たな漁船の導入など、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化に向けた取組を進めるとともに、「海業」の振興による漁村の活性化等、各種水産施策を進めているところです。

2 保証の推進と期中管理の強化について

このような水産施策を進めるにあたっては、漁業者等の安定的な漁業経営を支えていくことが不可欠であり、それに必要な資金を円滑に融通させることを目的とする漁業信用保証保険制度は、益々重要な役割を担っていくこととなります。

この漁業信用保証保険制度を将来にわたって維持していくためには、「保証の推進」と「期中管理の強化」を図っていくことが重要とな

ります。漁業信用基金協会では、それらを実現していくための組織体制の強化として、これまで全国協会の合併を行ってきましたが、現在さらにその強化に向けた組織再編の取組が進められています。

また、農林漁業信用基金におかれましては、令和5年度から始まった第5期中期計画において、「保険引受残高2,000億円の確保」が1つの指標となりました。この指標が達成され

るよう、水産業の情勢を踏まえた資金ニーズを的確に把握し、経営改善制度など、後述する各種水産金融施策を活用しながら、金融機関、漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金が連携した保証の推進を行っていく必要があります。

さらに、保証の引き受けに加え、事故率低減に向けた期中管理の強化を積極的に行っていくとともに、適切な求償権の管理・回収につい

3 令和8年度の水産金融施策

水産庁における令和8年度の主な金融支援策を紹介いたします。

経営改善漁業者、自然災害の被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者等に対し、利子助成、無担保・無保証人及び保証料助成の金融支援を講じています。

(1) 漁業者保証円滑化対策事業

令和8年度予算額：157百万円

① 求償権償却経費助成事業(無担保・無保証人)

保証枠：98億円

主な対象者：経営改善漁業者、被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者等

② 保証料助成事業

本事業につきましては、対象者として赤潮影響者を追加いたしました。

保証枠：49億円

主な対象者：経営改善漁業者、被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者、赤潮影響者等(※予算額には①②の他に過年度事業の保証引受に係る助成額を含む。)

ても、着実に進めていただきたいと思います。

引き続き、農林漁業信用基金におかれましては、第5期中期目標の達成に向けて取組を実施していただくことをお願いいたします。

水産庁においても、漁業者等に必要な資金が円滑に融通されるよう、関係予算の確保に努めていく所存です。

(2) 漁業者等緊急保証対策事業

令和8年度予算額：209百万円

(無担保・無保証人及び保証料助成)

保証枠：24億円

主な対象者：原子力災害の影響を受けた者

(3) 漁業経営基盤強化金融支援事業

本事業につきましては、経営改善漁業者向けの利子助成枠を拡充いたしました。

令和8年度予算額：343百万円

(利子助成) 融資枠：86億円

主な対象者：経営改善漁業者、被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者等

(4) 水産関係資金無利子化事業

令和8年度予算額：434百万円

(利子助成) 融資枠：74億円

主な対象者：原子力災害の影響を受けた者



農林水産省から

令和7年度の 農業災害と農業保険について

政策担当者に聞く

農林水産省経営局保険監理官

中平 英典



1 はじめに

日頃より、独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び農業保険(収入保険・農業共済)の運営につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業保険は、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき、災害その他の不慮の事故などによって農業者が受けることのある損失や

農業収入の減少に伴う影響を緩和する制度で、掛金や保険料に国庫補助をしています。

気候変動等に伴い災害が激甚化・頻発化するなど予測がつかないさまざまなリスクがある中で、農業経営の安定を図る制度として、農業保険の役割はますます重要になっていると考えます。

2 令和7年度の災害等の概況

(1) 自然災害

各地で大雨、地震、大雪等の自然災害が発生しました。被災された皆様に心より御見舞いを申し上げます。以下、事例的に御紹介します。令和7年8月6日から8日にかけては、北日本を通過した低気圧や日本付近に停滞した前線等の影響で、北陸地方や九州地方を中心に記録的な大雨となりました。

令和7年9月5日に上陸した台風第15号が紀伊半島から東日本太平洋側に進み、東日本太平洋側や東北地方では台風接近前から大雨となりました。これらの影響により、ほ場の冠水や土砂流入などによる農作物被害や農業用ハウスの損壊などが発生しました。

(2) 農作物等ごとの生育・被害

以下、事例的に御紹介します。

① 水稲

水稲の作況単収指数は全国で102となりま

した。北海道では5月上旬から6月上旬にかけての気温、日照時間が前年を下回ったこと、7月中旬から9月上旬にかけて大雨・強風による風水害が発生したこと等から、作況単収指数が98となったものの、その他の地域では総じて天候に恵まれました。

② 果樹

うめについて、和歌山県及び福井県において4月に発生した度重なる降ひょうにより傷果が発生しました。

おうとう(さくらんぼ)について、秋田県及び山形県において4月下旬から5月上旬にかけての低温・強風の影響により訪花昆虫の活動が鈍くなったことから結実不良が発生しました。

りんごについて、青森県、岩手県及び秋田県において6月から8月の高温・多日照の影響による日焼け果が発生したほか、収穫期前に

はクマ等による食害等が発生しました。また、青森県では、9月に強風による落果等が発生しました。

なしについて、秋田県及び新潟県において、4月及び5月の降ひょうにより傷果等が発生しました。

③ 畑作物

大豆を中心に、梅雨期の長雨による土壌湿潤害、7月以降の高温・少雨による干害及び8月の局所的な豪雨等による風水害などが発生

しました。

④ 園芸施設

8月の大雨、台風第12号及び台風第15号により熊本県等でハウスや附属施設の冠水被害が発生したほか、特に、静岡県では、台風第15号に伴い発生した竜巻によりハウスが倒壊する等、大きな被害が発生しました。

また、本年1月末以降の大雪により、青森県、秋田県、新潟県、福井県等で農業用ハウスの倒壊等の被害が発生しました。

3 災害に対する対応

(1) 被害防止等に向けた事前の備えの推進

農業者の方が日頃から自然災害への備えに取り組みやすくなるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版BCP」フォーマットを作成・公表し、その活用を進めています。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

(2) 農業保険の対応

農作物共済、畑作物共済及び果樹共済については、農協等への出荷データにより収穫量を把握できるといった損害査定が明確な全相殺方式や災害収入共済方式への加入をお勧めしています。特に、水稲については、令和5年のような記録的な高温の影響により白未熟粒が多く発生するなどの品質低下の発生が今後も懸念されるところですが、災害収入共済方式(品質方式)においては高温障害などによる品質の低下も補償対象となります。

園芸施設共済については、この10年間で制

度内容の充実が図られ、現在では施設園芸農業者の約8割の方が加入する制度へと発展してきました。しかし、制度が充実されたことを知らずに加入していない方も見られることから、ポスターや加入者の声を紹介する動画等により情報発信を強化しています。また、近年は従来リスクが低いとされていた地域でも局地的に甚大な被害が発生しており、一部地域では、農業共済組合、農協、市町村等の地域関係機関が連携した加入推進の取組が始まっています。

さらに、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険については、制度開始から8年目を迎えましたが、加入経営体は着実に増加し、令和7年には10万経営体を超える加入がありました。制度の対象となる青色申告を行っている農業者(個人・法人)の方に加入をお勧めしています。

4 おわりに

令和7年度も、記録的な大雨、台風15号及びこれに伴う竜巻、大雪などの災害が発生しました。こうした災害や、市場価格の低下などの予測がつかないさまざまなリスクへの備えとなる農業保険が、農業経営のセーフティ

ネットとしての機能を引き続き発揮できるよう努めてまいります。

なお、農業保険について、御不明な点などがありましたら、お近くの農業共済組合にお問い合わせください。

農林水産省から

漁業経営を支える 漁業共済制度と 農林漁業信用基金の役割

政策担当者に聞く

水産庁漁政部漁業保険管理官

御厩敷 寛



1 はじめに

本誌読者の皆様はじめ関係者の皆様には、日頃から漁業共済制度の運営に多大な御理解と御協力をいただいているところであり、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。

我が国の漁業を取り巻く状況は、昨今の海洋環境の激変に加え、大規模な赤潮や台風など自然災害が頻発するなど厳しさが増しており、不漁や自然災害など様々な事象による損失を補填し経営を下支えする漁業共済制度の重要性はますます高まっています。このため、漁業共済への加入は高水準を維持しており、令和7年3月末における加

入率は生産金額ベースで76%（図1）となっているところです。今後とも漁業共済制度に多くの漁業者の皆様に参加いただき、万一の備えとなるよう尽力してまいります。

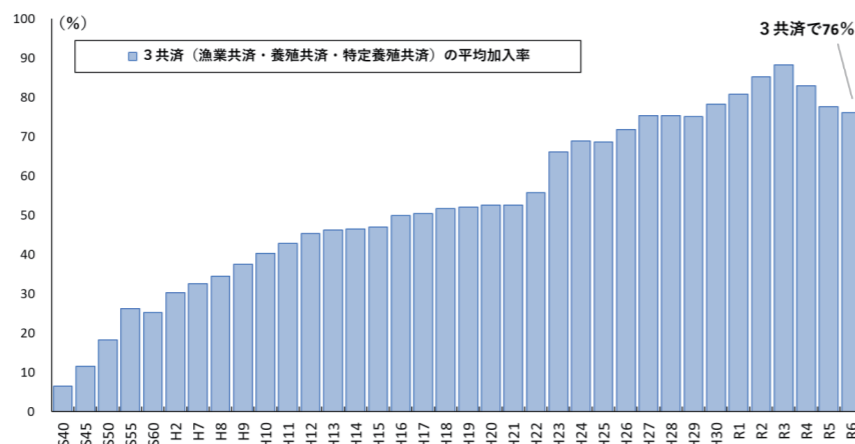


図1：3共済の加入率の推移（生産金額ベース）

2 漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務

漁業共済においては、各県の漁業共済組合が地域の漁業者から共済契約を引き受けることにより地域における危険分散を行うと同時に、全国団体である全国漁業共済組合連合会（漁済連）が各漁業共済組合との間で再共済契約をすることで全国的な危険分散を図っています。さらに、異常災害など巨額の損失に対応するため、漁業共済保険事業として、国が漁済連との間で保険契約を引き受ける仕組みとなっており、漁済連から国に支払われる毎年

の保険料は、特別会計（食料安定供給特別会計における漁業共済保険勘定）において経理されています。

また、農林漁業信用基金では、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支払を維持するため、各漁業共済組合及び漁済連に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付けを行う漁業災害補償関係業務を実施いただいています。

国による漁業共済保険事業では、近年の海

洋環境の変化に伴う構造的な不漁に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により共済金の支払が増加した結果（図2）、令和2年度から漁業者の皆様を支払われる共済金の原資となる保険金の財源が足りない状況が続いています。このため、国が本来支払うべき保険金の不足分を農林漁業信用基金から漁済連に貸付けを行っていただいています。国が支払う保険金の支払は、令和4年度以降減少傾向にありましたが、令和7年度は北海道でのサケの不漁等の影響により保険金の支払額が増加していることなどから、依然として、保険金の未払いが続き、農林漁業信用基金が

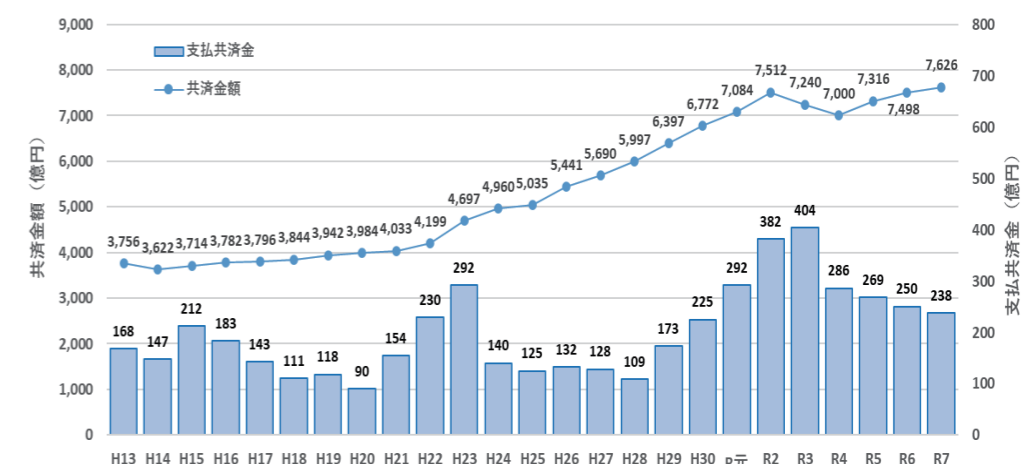


図2：漁業共済の共済金額と支払共済金の推移

3 漁業共済制度をめぐる状況について

漁業共済制度については、令和7年4月に成立した「漁業災害補償法の一部を改正する法律」が令和8年4月に施行され、①漁業種類ごとに共済契約を締結する現行の方式に加え、2つ以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結することができる方式の創設、②共済の対象となっていない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについて、共済の対象とする特約の追加、③養殖共済にお

いて、契約全体での損害状況に応じて支払う現行の方式に加えて、網いけす等の養殖施設ごとの損害状況に応じた共済金を支払う特約の追加など、新たな制度の運用を開始しています。

また、同様に令和8年4月1日から、これまでうなぎ養殖業のみが共済対象となっていた陸上養殖業について、生産量が最も大きいヒラメを新たに共済対象に追加しました。

4 おわりに

現行の水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）においては、漁業共済制度について、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収

支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運営を確保することとされています。今後とも漁業共済制度が全国の漁業経営のセーフティネットとなるよう努めてまいりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

三重県農業信用基金協会



1 三重県の紹介

紀伊半島の東側に位置する三重県は、気候にも恵まれ、多様な自然と豊かな文化を合わせ持つ魅力的な地域です。

自然は、伊勢湾から熊野灘につながる海岸線、紀伊山地や鈴鹿山脈などの山々をはじめ、伊勢平野や伊賀盆地に広がる田園地帯など多様な彩りを醸し出しています。

文化の中心である伊勢神宮は、天照大御神や豊受大御神が祀られる日本を代表する神社であり、江戸時代より“おかげ参り”として親しまれてきました。現在でも参道にあるおはらい町には数多くの店舗が立ち並び、1年を通して多くの参拝者で賑わいを見せています。

20年に一度、社殿と神宝を造り替える次回(第63回)式年遷宮は令和15年に予定されており、既に令和7年には“山口祭”、令和8年には御木曳初式が始まっています。

桑名から伊勢神宮につながる参宮街道は別名「餅街道」とも呼ばれました。街道沿いには旅人の道中食として親しまれた名物餅があり、現在でも多くの店でその味を楽しむことができます。

さらに、三重県は、日本書紀で“^{うま}美し国”と記されており、なかでも食は、伊勢エビ、アワビ、ハマグリなど海の幸に恵まれています。

加えて、三重県は、牛肉の産地でもあり、日

2 三重県の農業について

中京圏や阪神圏に近い三重県の農業は、水田農業や園芸・特産物、畜産を中心に発展してきており、令和5年の農業産出額は1,218億円となっています。

耕地の76%を占める水田では、早場米として、コシヒカリや結びの神などの主食用米の

本三大牛肉に数えられる松阪牛のおいしさは県内・国内に留まらず海外に向けて発信されています。産地では、毎年11月に松阪牛まつり(松阪肉牛共進会)が開催され、“松阪牛の女王”が決定されます。審査やセリの様子を観覧できるほか、すき焼きの振る舞いなどがあります。

ほかにもレジャー施設としては、鈴鹿サーキットやナガシマスパーランドなどのほか、最近では、ポケモンをテーマにした「ミジュマル公園」が2か所オープンし、家族連れなどに人気です。また、海水浴や釣り、山登りなど、自然を体験し満喫できるアクティビティも豊富です。



伊勢神宮宇治橋



伊勢名物



松阪肉牛共進会の様子

ほか、転作作物として小麦や大豆が栽培されています。

山沿いの丘陵地では茶の栽培が盛んであり、荒茶の生産量は全国第3位、その中でも、収穫前に黒い覆いを被せる“かぶせ茶”の生産量は日本一となっています。

園芸品目については、地域ごとに特色があり、北勢地域では“なばな”や“トマト”、生産量日本一の“さつき”などの花木、伊賀地域では“ぶどう”、南紀地域では一年を通して様々な“柑橘”が栽培されています。

畜産では、“松阪牛”以外にも、県西部の伊賀地域において、赤身が柔らかくあっさりしていることが特徴の“伊賀牛”が生産されています。



三重県の特産品

3 三重県農業信用基金協会の概要

当協会は、令和7年9月に事務所を移転し、現在、理事7名(うち常勤1名)、監事2名の役員9名、職員11名で、総務課と業務課の2課体制により業務を行っています。



4 三重県農業信用基金協会の活動

当協会では、令和7年度～9年度の中期経営計画において、「保証引受の維持・拡大」「代位弁済の未然防止と求償権の適切な管理・回収」「財務基盤の強化」「業務執行体制の充実・強化」の4つを課題として掲げ、基金協会の機能発揮に向け取り組んでいます。

特に、保証残高の24.6%を占めている農業資金のうち、中心となる近代化資金については、保証引受の拡大を図るため、信連と連携し利子補給枠の拡大を県に要望しているほか、大規模化が進む農業法人等の資金繰りなどの相談対応にJA等融資機関と一体となって取り組んでいます。

また、生活資金では、特にマイカーローンの

す。伊賀牛は生産量の80%が地元で消費される希少性から「幻の牛」と呼ばれています。



保証引受の拡大に向け、他の保証機関に劣後しない保証条件を維持するとともに、保証審査の迅速化に努めています。

県内の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や人材不足、気候変動、資材価格の高騰など年々厳しさを増しており、農業資金の代位弁済額も高止まりの傾向にあります。

今後とも当協会では、職員にとって働きやすい・誇れる職場となるよう職場改善の取組を進めながら、関係機関と一層連携し農業者の保証ニーズへの対応や代位弁済の防止を図ることで、農業者の経営発展に貢献してまいります。

獣害対策の一環として取り組む「みえジビエ」振興

三重県農林水産部フードイノベーション課



1 「みえジビエ」の概要

三重県では、近年、野生獣による森林や農作物への被害、自動車との交通事故などが問題となっていることから、被害軽減のため、個体数調整の目的で多くのシカ等が捕獲され、平成23年度に約8億2,100万円あった農林水産業の被害金額は、令和6年度には約4億1,000万円まで減少しました。しかしながら、依然として被害があることから、県では、防護柵の設置や捕獲などによる対策を強化するとともに、「いのちの有効利用」の観点から、捕獲獣を地域資源と捉え、その利活用を推進しているところです。

捕獲獣をジビエとして加工・販売するためには、食品衛生法等の関係法令に基づき許可された解体処理施設や加工施設において、定められた基準に従って衛生的に処理加工を行う必要があります。豚や牛と異なり、と畜法の適用を受けずに流通されるジビエは、人獣共通感染症や食中毒などのリスクを防止する必要があることから、より高度な衛生管理・品質管理が求められます。

そのため、県では、平成24年に捕獲から解体、流通に至るまでの具体的な取扱いや手順を取りまとめた、『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』を策定しました。また、平成25年には、マニュアルを遵守する解体処理、加工、販売、飲食に関わる事業者を登録する「みえジビエ登録制度」を全国で初めて創設しました。さらに、平成31年には、マニュアルを「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」へ改定し、新たに「みえジビエフードシステム登録制度」の運用を開始しました。新たな制度では、マニュアルに基づき、みえジビエの生産等に取り組む施設及び事業者だけ

でなく、野生獣を捕獲するハンターや解体処理者などの人材も登録する点が特徴です。「みえジビエ」に関わる施設・事業者・人材全てを登録することで、より安全で美味しい「みえジビエ」のさらなるブランド力向上や消費拡大に取り組んでいます。なお、現在「みえジビエ」として扱っている野生獣はシカのみとなっています。

近年は、解体処理者の高齢化や担い手不足、コロナ禍におけるジビエ需要の減少などの要因により、令和4年度には「みえジビエ解体処理施設」は5施設にまで減少し、解体処理頭数も400頭以下まで減少しましたが、登録制度のPRやみえジビエの消費拡大の取組、ジビエ需要の回復等により、令和8年3月末時点で解体処理施設は9施設に、解体処理頭数も令和6年度には574頭に回復しています。



みえジビエロゴマーク



みえジビエフードシステム登録制度

人材	みえジビエフードシステム登録制度			計	
	ハンター	解体処理	マスター		
	50	20	28	98	
施設	みえジビエフードシステム登録制度				
	解体処理施設	食べられるお店	買えるお店	加工品製造施設	計
	9	47	29	4	89

「みえジビエフードシステム」登録制度における人材及び施設登録数（令和8年3月末現在）

2 直近の取組概要

(1) 人材の育成・狩猟捕獲支援

「みえジビエ」の安定的な供給体制の構築に向け、県では、マニュアルに基づき個体の捕獲及び解体を行う人材の確保・育成に取り組んでいます。令和7年度は、国産ジビエ認証事業者を講師に迎え、登録して間もない解体処理事業者や今後登録を検討されている事業者等を対象に、衛生的に解体を行うための基本的な技術だけでなく、解体施設の運営についても学ぶ研修会を開催しました。

また、「みえジビエ」として利活用できる個体を安定的に確保するために、「みえジビエハンター」が捕獲し、「みえジビエ解体処理施設」に搬入したシカの一部に対して定額の捕獲支援を行っています。

(2) 認知度向上・消費拡大

県では、「みえジビエ」に対する消費者の認知度向上にも積極的に取り組んでいます。

「みえジビエ」の消費拡大に向けて、飲食店、アウトドア施設等への営業活動を実施し、取引先の開拓、取引量の増大を図っており、近年は特にアウトドア業界（キャンプ場）や観光施設（ホテル等）での取扱いが増加しています。また、より多くの方に購入いただけるよう、大手量販店や食品商社が主催する商談会、首都圏で開催される大規模展示商談会に出展するなど、みえジビエ加工品のPRに取り組んでいます。

さらに、令和6・7年度においては県内高校生



首都圏での展示商談会の様子

と連携したジビエ加工品の開発・販促活動に取り組みました。当該高校生は自校の実習農場で栽培していた野菜に獣害が発生したことから、野生獣の駆除や有効活用について関心を持ち、県へ相談をしたことを契機に取組を開始しました。県では、獣害の実態やジビエの利活用に係る講義、みえジビエ加工施設の現地見学会、みえジビエを扱う飲食店のシェフによる調理指導・試食会を通じ、高校生のアイデアによる新商品開発に取り組みました。開発した商品は、高校生自身による店頭での試食販売を経て、令和7年度から大手量販店（数量、期間、店舗限定）やギフトカタログの商品として販売されています。



県内高校生が開発したジビエ加工品と店頭で試食販売する様子

3 今後の取組

県では、森林や農作物への獣害の減少に向け、継続的な捕獲に取り組むとともに、捕獲獣の有効活用を進めているところですが、県内で捕獲解体されたシカのうち、ジビエとして

の利用率は約1割にとどまっています。引き続き、捕獲獣の命を有効活用し、地域の活性化につなげられるよう「みえジビエ」の認知度向上・消費拡大に取り組んでいきます。



全国漁業信用基金協会 本所

全国漁業信用基金協会(以下「全国協会」)の本所は、2017年4月、全国19の漁業信用基金協会が合併して誕生しました。さらに2019年には18協会、2020年には青森県協会が加わり、ほぼ全国一円をカバーする、まさに“日本

の海を丸ごと面倒みる”存在となりました。その後、滋賀支所と大阪支所が兵庫支所の出張所となり、現在は36支所2出張所となりました。日本各地の港町で働く仲間と緊密な関係を築きながら日々業務を行っています。

1 本所の歴史と「忘れられない」旧オフィス

本所は設立と同時に、JR上野駅から徒歩5分という素晴らしいアクセスに置かれました。周辺は、桜やパンダ(今年1月まで)で知られる上野公園、そして今や多くの外国人観光客で賑わうアメ横もすぐ近く。立地だけ見れば申し分のない環境でした。

ところが、その便利さは駅からの距離で使い切ってしまったのか、事務所そのものとは、なかなか“個性派”でした。

日当りは悪く、どこからか雨が染み込む日もあり、空調は夏も冬も気まぐれ。さらに極めつけは「トイレが事務室の中」という衝撃設計。来客中にそっと席を立ててトイレへ行くたび、ふとした気まずさが流れる、あの独特の空気感は今となっては懐かしい思い出です。

毎年、役職員全員で下谷神社へ参拝していましたが、皆の願いはいつも「今年こそ引越してきますように！」でした。



都会のオアシス「上野公園」



北の玄関口「上野駅」



買い物天国「アメ横」

支所から訪れた人たちにも、「本所さん、そろそろ引っ越しませんか?」と、やんわり後押しされることが増え、満を持して2024年12月、御徒町の現在地へ移転しました。

新しい本所は、7階建てビルの最上階。日当たり良好、空調快適、そして何よりも「トイレは外」。念願の“普通のオフィス”を手に入れ、職員一同、胸を張ってお客様をお迎えできるようになりました。小さな会議室も併設され、理事会や監事会を外部の会議室を借りずに開催できるようになったのも大きな進歩です。支所から来る人たちの第一声が「いいところに来ましたね!」に変わったのも嬉しい変化です。

2 4人から11人へ。本所の組織づくり奮闘記

設立当初の本所は、理事長(非常勤)、専務理事(常勤)に加え、農林漁業信用基金、一般社団法人漁業信用基金中央会(以下「中央会」という)及び和歌山支所からの出向者とアルバイ

トを合わせてもわずか4名の職員で、総務、経理、業務のすべてを全員で分担し、昼間はひっきりなしの電話対応、事務仕事は夕方からという、“体力勝負の毎日”でした。

二次合併に対応するため、徐々に職員を採用し、さらに2019年の中央会解散に伴って3名が加わり、体制は大きく強化されました。同年には総務部(総務課・経理課)、資金運用室、企画推進室という形に整い、現在は総務部と業務部の2部5課1室、参事以下総勢11名という、数字だけ見ると立派な本部の姿になりました。

本所の職員は20代から60代まで幅広い年

代がそろっていますが、総じて“口より手が動くタイプ”が多く、普段はとても静かな雰囲気です。ところが、各地の支所から“口から先に生まれた”と言われるくらい元気な職員が来ると、一気に空気が変わり、笑い声が絶えない活気あるオフィスへ早変わりします。本所と支所、それぞれの個性がうまく合わさって、組織としての魅力を作っています。



今となっては懐かしい「旧事務所」



一つ上の(上野)本所となった「新事務所」



都内最古のお稲荷様「下谷神社」(ご利益ありました)

3 本所の概要

- 住 所：東京都台東区東上野1丁目7-15
ヒューリック東上野1丁目ビル7階
- 電話番号：03-5846-8441
- 理 事 長：武部 勤
- 専務理事：吉井 正行

- 組 織
- ・ 総務部
- ・ 業務部
- 総務課
- 企画推進課
- 経理課
- 業務課
- 資金運用課
- 再編準備室

4 全国協会の未来へ

全国協会を取り巻く環境は、漁業者の減少、資材費の高騰、多くの魚種の不漁と、厳しい状況が続いています。会員数や保証残高も減少の一途で、このままの体制では持続が難しいことは否めません。

そのため2030年度を目標に、全国の支所を10支所へ再編する大きな取り組みが進んでいます。北海道を含め、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、山陽・四国、北九州、南九州といったエリアを再整理し、本所の「再編準備室」が中心となって、各ブロックの体制づくりを支援して

います。全国協会は、これからも漁業者の皆さまを支える組織として、より効率的で、より力強い体制を目指し、海の未来に向かって歩み続けます。



武部理事長を囲んで



佐賀県農業共済組合



1 佐賀県の概要

佐賀県は九州の北西部に位置し、北は玄界灘、南は有明海に面しています。県土の中央部には広大な佐賀平野が広がり、平野部と丘陵地帯からなる比較的なだらかな地形が特徴です。

気候は比較的温暖で、四季を通じて豊かな自然環境に恵まれています。南部の有明海は日本でも有数の干満差を持つ海として知られ、広大な干潟が広がる独特の景観が形成されています。

県内では地域に根付いた伝統文化や祭りも数多く受け継がれています。豪華な曳山が町を巡行する唐津くんちは、ユネスコ無形文化遺産にも登録されており、佐賀を代表する祭りとして全国的に知られています。また、毎年多くの来場者でにぎわう有田陶器市は、日本有数の陶磁器のイベントとして全国から多くの人が訪れます。

さらに秋には国内最大級の熱気球大会である佐賀インターナショナルバルーンフェスタが開催され、世界各国から多くの選手や観光客が訪れるなど、佐賀県は自然・歴史・文化が調和した魅力あふれる地域となっています。



佐賀県農業共済組合 管内図

© 佐賀県文化観光連盟

© 佐賀県文化観光連盟



唐津くんち



佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

2 佐賀県の農業

管内では二毛作が主流であることから、耕地面積に対する作付面積の割合が全国的にも高く、農業が地域経済の中心を成しています。

主な農産物のひとつである水稲では、「ヒノヒカリ」「夢しずく」「コシヒカリ」などの良食味品種に加え、高温耐性と品質の高さに定評のある「さがびより」の作付けが年々拡大しており、日本穀物検定協会の「米の食味ランキ

ング」において、令和7年産「さがびより」が“特A”評価を獲得し、16年連続の最高評価となりました。さらに新品種である「ひなたまる」の作付けも本格化し、今後の生産拡大が期待されています。

佐賀県では、令和7年産水稲の作付面積は約2万3,700ヘクタール、収穫量は約12万2,100トン、10アール当たりの収量は515キ

ログラムと、安定した生産が続いています。

冬作では小麦や大麦の栽培が盛んで、特にビールや焼酎の原料となる二条大麦は全国有数の収穫量を誇ります。このような輪作体系は地域農業の安定と持続性に大きく寄与しています。

野菜ではタマネギが全国第2位の収穫量を誇るほか、アスパラガス、レンコン、イチゴ(「さがほのか」「いちごさん」)の生産も盛んです。

果樹では、みかんやナシのほか温室栽培による「ハウスみかん」が令和6年産で全国第1位の出荷量を記録しており、長い出荷期間と高い品質が市場で高く評価されています。

畜産では鶏、豚、肉牛の飼育が行われており、特に「佐賀牛」は全国ブランドとして高い評価を得ています。厳格な基準で管理された佐賀牛は国内外の品評会でも高く評価され、県を代表する畜産品となっています。

このように佐賀県では豊かな自然と調和した環境の中で、多様で質の高い農業が営まれています。



佐賀平野の風景

3 佐賀県農業共済組合の概要

- 本所所在地：佐賀県佐賀市神野西4丁目4番14号
 - 職員数：118名(うち獣医師14名)
 - 本所電話番号：0952-31-4171
 - 理事：17名
 - 監事：3名
- ※契約職員を含む
(令和8年4月1日現在)

4 佐賀県農業共済組合(NOSA I佐賀)の活動

NOSA I佐賀は、令和2年4月1日に県内の7組合と佐賀県農業共済組合連合会が合併し、特定組合として新たにスタートしました。

NOSA I佐賀では、農業共済制度および収入保険制度を通じて、自然災害や価格低下など様々なリスクから農業経営を守る取組を行っています。

近年は台風や豪雨などの自然災害が頻発しており、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした状況の中で、農業共済制度は自然災害による損失を補償する制度と

して農業経営の安定に大きな役割を果たしています。

また、収入保険制度は自然災害だけでなく価格低下など様々なリスクに対応できる制度として、多くの農業者に活用されています。

NOSA I佐賀では、これらの制度を地域の農業者に広く周知し、安心して農業経営を継続できるよう制度の普及と加入推進に取り組んでいます。今後も関係機関と連携しながら、地域農業を支えるセーフティネットとして農業者の経営安定と地域農業の発展に寄与していきます。



里山広葉樹の利活用を通じた再生に向けて —林野庁広葉樹チームの取組—

林野庁林政部経営課 特用林産対策室長
(里山広葉樹利活用推進チーム チーム長)

鈴木 清史



はじめに

かつて里山林は、燃料や肥料、食料採取の場として地域の暮らしと密接に結びついていましたが、燃料革命等による生活様式の変化により利活用が大きく縮小し、その多くは長年放置されて現在に至っています。その結果、樹木の径化や藪化が進み、野生動物との軋轢増加やナラ枯れ被害の拡大など、国民の暮らしや生態系への悪影響が危惧されています。

こうした状況に対応するため、林野庁では2024年度に有志による「里山広葉樹利活用推進チーム(以下、「広葉樹チーム」)」を立ち上げ、活動を続けています。広葉樹チームが目指すところは、放置された里山林が再び管理・利用されるよう、里山林から出てくる広葉樹の付加価値を高めるサプライチェーンを構築することです。戦後の林政は、長らくスギやヒノキ等の針葉樹を中心とした育成・利用を軸に展開されてきましたが、これまであまり日の当たらなかった広葉樹に目を向けることは、生物多様性保全など時代の要請からも必要と考えています。

本稿では、里山広葉樹林を取り巻く現状と課題を概観した上で、広葉樹チームの取組についてご紹介します。

1. 里山広葉樹林の現状と課題

里山林は、地域住民が必要とする薪炭材、農

具等の生活資材、落ち葉による堆肥、さらには山菜やきのこなど食料を提供する森林として、人の手によって維持されてきました。特にコナラやクヌギといった、伐採後に切り株から再び芽が出る「萌芽更新」が可能な樹種が中心です。これらを約20年という短いサイクルで伐採と再生を繰り返すことで、林内には適度な光が差し込み、明るい環境を好む昆虫や草花が生息し、里山特有の生態系が維持されてきました。

しかし、1950年代以降の燃料革命などにより、薪炭材などの需要が激減し、里山林の多くは利用されず放置されるようになりました。広葉樹の伐採量は長期的に減少を続け、管理されないまま高齢化・大径化が進んでいます。こうした放置された里山林の面積は、全国で約400万haにもものぼると推計されています

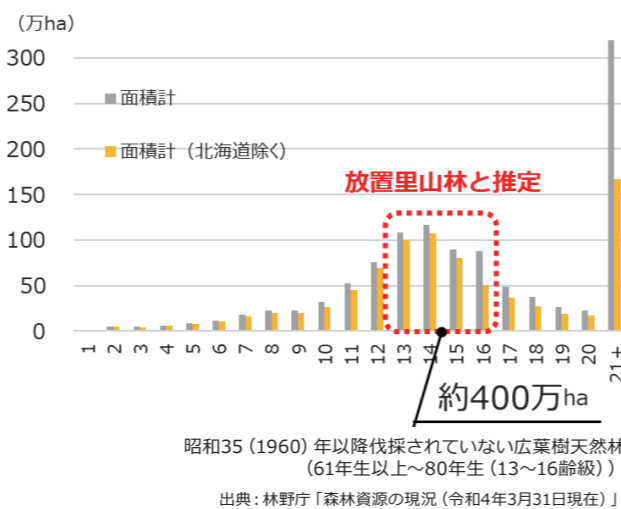


図1：放置里山林の面積の推計

(図1)。これは、日本の人工林面積約1,000万haと比較しても無視できない広さであり、国土保全や生物多様性保全の観点からもその影響が強く懸念される状況にあります。

現在、国民の生活や生態系において、特に顕在化している悪影響には主に以下の3点があります。

第1に、「ナラ枯れ」被害の拡大です(図2、写真1)。「ナラ枯れ」はカシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって、ミズナラなどの広葉樹が集団的に枯損する現象で、被害は全国に拡大しています。里山林の放置によりカシノナガキクイムシが繁殖しやすい大径木が増えたことが、被害が拡大している一因と考えられています。

第2に、人と野生動物との軋轢の増加です。里山での人の活動が減り、林内が藪化して見通しが悪くなったことで、サル、シカ、イノシシ、クマといった野生動物が人里近くまで生息域を広げるようになっていきます。その結果、農業被害だけでなく人身被害も増えています。

第3に、竹林の侵入拡大です。里山広葉樹林の放置が竹の侵入拡大を助長し、従来の植生を衰退させ、公益的機能の低下や景観の悪化が懸念されています。

これらの悪影響は、日本の生物多様性が直面している「アンダーユース(自然に対する働きかけの縮小)による危機」として捉えられます。里山広葉樹林を再び利用・管理していくこ

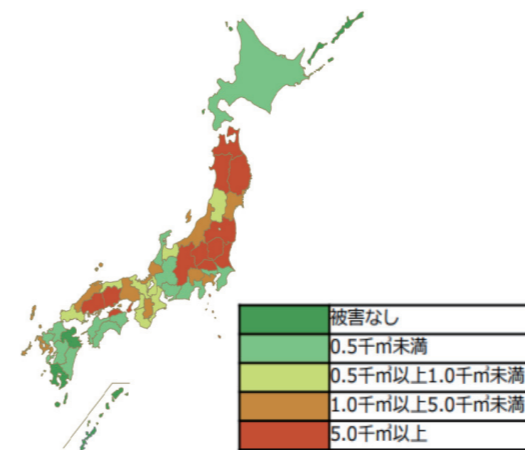


図2：都道府県別のナラ枯れ被害状況(2024年度)

とは、日本の生物多様性の回復、ひいては国際的な目標である「2030年ネイチャーポジティブ」への貢献にも繋がると言えます。

2. 広葉樹の利活用の現状と課題

広葉樹を需要面から見ますと、家具やフローリング、楽器、スポーツ用品、ウイスキー樽、さらには薪や炭、きのこ栽培の資材など、その用途は多岐にわたります。特に家具や内装材の分野は一定の産業規模があり、林業・木材産業の関係者にとっても重要な領域と言えます。

しかしながら実態を見ると、国産広葉樹の供給と利用は極めて不十分と言えます。広葉樹チームの分析によると、国内の広葉樹需要が少なくとも年間2,400万㎡と見込まれるのに対し、国産広葉樹が賄っているのはその1割の250万㎡程度にとどまっており、需要の多くを輸入広葉樹に依存しているのが現状です(図3)。さらに国産広葉樹の用途の内訳を見ると、製紙用チップやおが粉といった付加価値の低いものが大半であり、家具など付加価値の高い用途は5%以下と極めて低い水準にあります。

一方で、世界的な需要増や円安の影響により、輸入広葉樹の価格は急騰しています。家具メーカーなどの需要者側からは、「国産広葉樹の供給をもっと増やしてほしい」というニーズが高まっています。日本の広葉樹資源は、里山林の放置により増加しているにもかかわらず

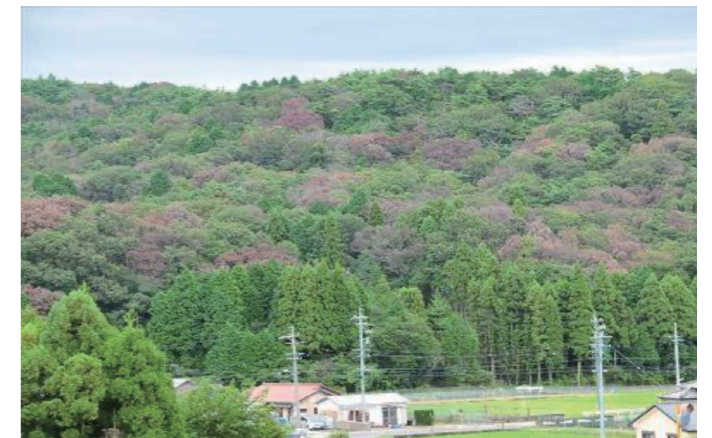


写真1：ナラ枯れ被害

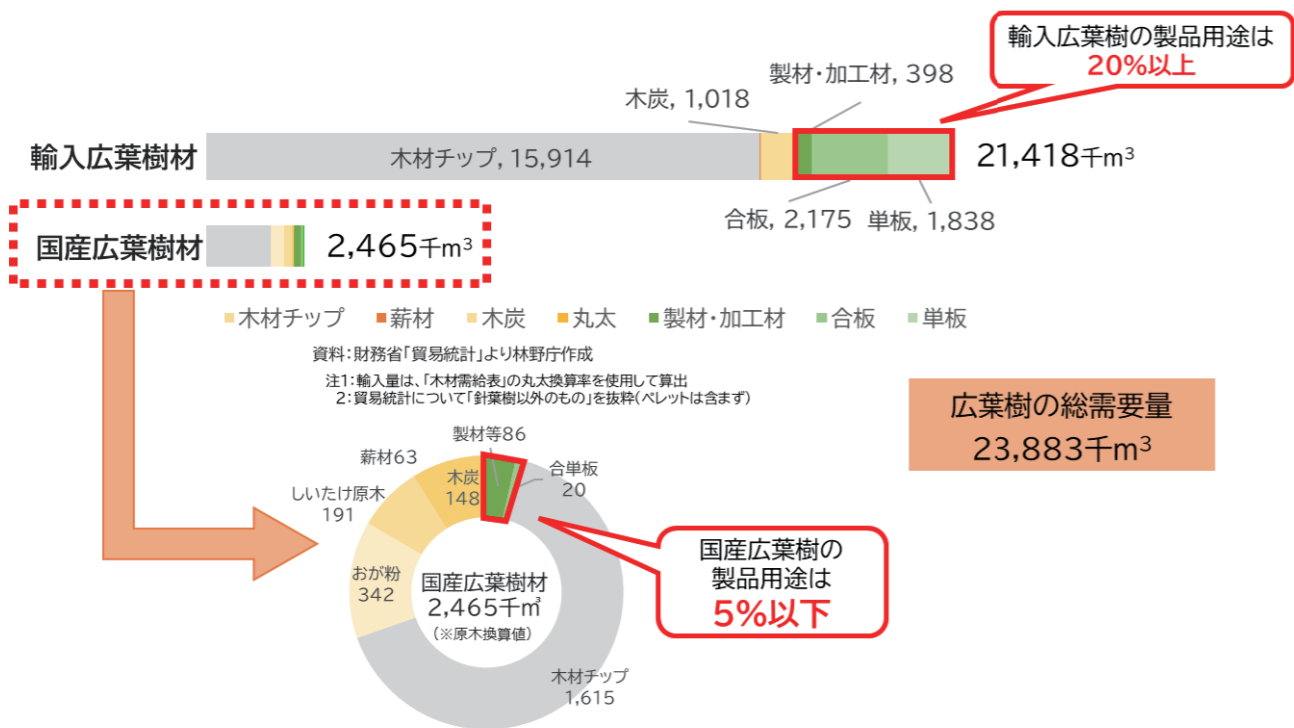


図3：日本の広葉樹の需要量 ※原木換算値

ず、高付加価値なニーズに結びついていないという「ミスマッチ」が生じています。

しかし、明るい兆しも見え始めています。近年、これまでの常識にとらわれない観点から国産広葉樹を活用しようとする動きが広がっています。例えば、材面の節やナラ枯れ被害を受けた「虫食い跡」などは、かつては「欠点」として敬遠されてきました。しかし現在では、これらを「個性」として捉え直し、ストーリー性や地域性を持たせて製品化することで、価値ある商品として受け入れられる事例が増えています(写真2)。

特にSDGsやエシカル消費への関心の高まり、企業のESG対応等により、環境や地域に配慮した製品が求められるようになっていきます。こうした需要側の志向の変化は、里山広葉樹の利活用が生物多様性の保全に繋がるという文脈において、大きなポテンシャルを秘めていると言えるでしょう。

3. 里山広葉樹の利活用に向けた方向性

2025年度、広葉樹チームには約30名の職



写真2：ナラ枯れ材を利用したスツール
(アパレルブランド「ファクトリエ」とカリモク家具(株)のコラボ商品)
(写真：ファクトリエHP)

員が参画し、全国各地の事業者や自治体など90者以上へのヒアリングを実施しました。その調査結果から、課題解決に向けては大きく3つの方向性が必要であることが見えてきました。

1つ目は、「供給側と需要側の情報を繋げる」ことです。山側の森林組合や素材生産事業者の多くは、どの樹種がいくらで売れるのか、といった市場情報をほとんど持っていません。そのため、価値のある木であっても仕分けされず、多くがチップとして扱われていま

す。広葉樹を扱う原木市場は、北海道や岩手、岐阜など一部の地域に限られており、多くの地域では地域の広葉樹資源を有効に活用できる仕組みが整っていません。何がどこで、いくらで求められているかという情報を関係者で共有する仕組みづくりと、地域ごとの拠点の整備が不可欠です。

2つ目は、「多樹種・小ロットの供給に見合った需要側の対応」です。日本の広葉樹林は多様な樹種で構成されているため、伐採すると様々な樹種、大きさの丸太が出てきます。需要側は通常、同じ樹種・同じ規格のものを安定的に大量に求めますが、山側の多様性に合わせるには、需要側の工夫も不可欠です。すでに一部の家具メーカーでは、これまで使っていなかった樹種を製品ラインナップに加えたり、虫食いの跡をデザインとして活かしたりすることで、広葉樹の「歩留まり」を高める努力を始めています。山から出てくるものを最大限に生かす工夫が、供給側の出しやすさにも繋がり、ひいては需要側の安定調達にも繋がります。

3つ目は、「広葉樹生産・加工の担い手育成」です。現状では広葉樹を扱う事業者は、非常に限られています。一方、ヒアリングを通じて、これまで針葉樹しか扱ってこなかった製材所が、原木の送材スピードを調整することで硬い広葉樹にも対応している事例や、針葉樹伐採しか行っていなかった森林組合や素材生産事業者が、難易度が高いとされている広葉樹伐採にも取り組み始めている事例などが見られました。こうした各地に点在する事例を集約し、それらから抽出される知見や技術を共有していくことで、広葉樹に携わる担い手を増やしていくことは可能と考えています。

4. 里山広葉樹利活用・再生プラットフォームの設立に向けて

広葉樹チームは、2025年3月の有識者会議

で取り纏められた提言に基づき、「里山広葉樹利活用・再生プラットフォーム(仮称)」の設立に向けた準備を進めています。

このプラットフォームには、広葉樹の供給・需要に関わる事業者を中心に、行政機関、研究機関、そして最終需要者である民間企業など、多様な関係者の参加を想定しています。参加者が需給情報を共有することにより広葉樹のサプライチェーンを太くするとともに、ビジネスマッチングや人材育成を推進する場とすることを目指しています。また、里山広葉樹を使うことが生物多様性の回復に貢献するとのメッセージを発信し、最終消費者のエシカルな選択を後押ししたいと考えています。

目指すべき姿は、山から産出される多種多様な広葉樹のすべてが、適材適所で活用される「プロダクトアウト型」のサプライチェーンが構築されることです。

プラットフォーム設立に向けたキックオフとして、2026年2月、都内でシンポジウム「森の彩を暮らしへ」を開催しました。オンラインを含め500名以上が参加し、国産広葉樹の利活用への関心の高さが伺えました。シンポジウムでは有識者から先進的な事例が紹介され、情報共有の重要性や人材育成について活発な議論が交わされました。

本シンポジウムを皮切りに、今年度、広葉樹チームではプラットフォームの設立に向けた活動を本格化させていく予定です。

本シンポジウムをはじめ広葉樹チームの取組は、林野庁ホームページに掲載していますので、ご参照いただくと幸いです。

より詳細な情報は
こちらから



●信用基金の動き

2/17 2/19 2/27

運営委員会を開催し、令和8年度年度計画及び業務方法書の変更について審議。

3/10

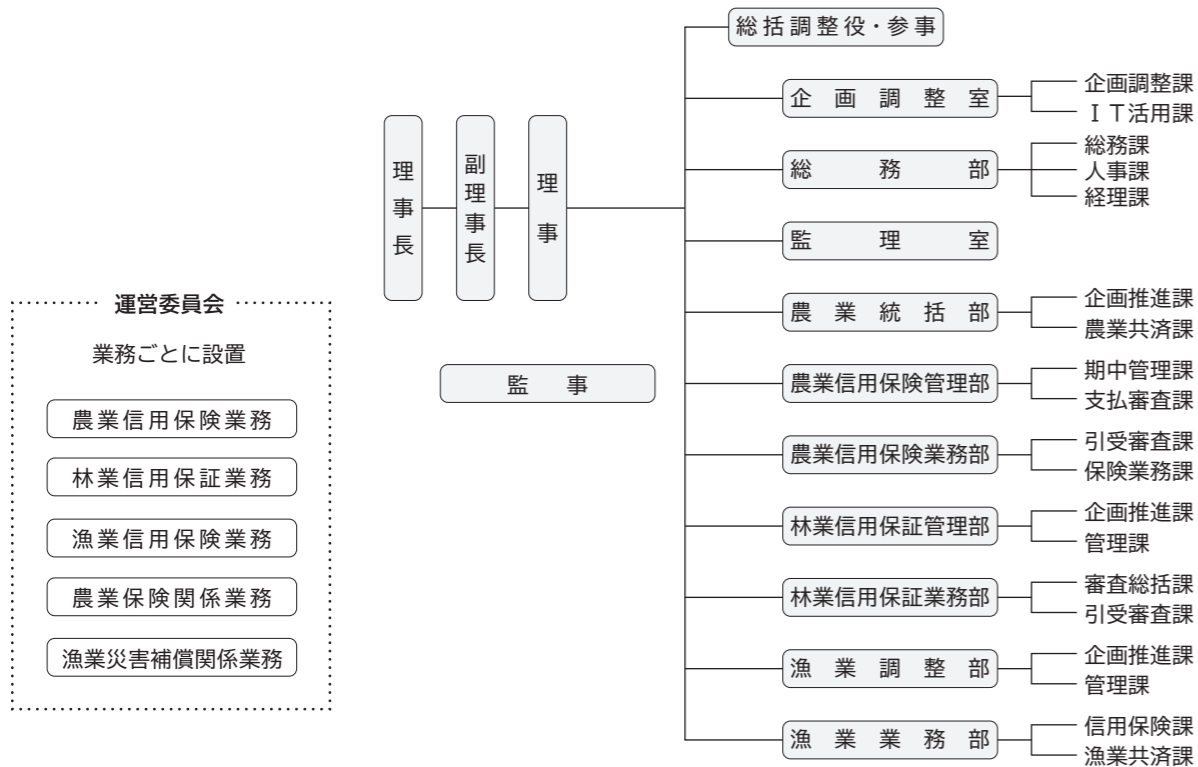
農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更について主務大臣が認可。

3/26

令和8年度年度計画について主務大臣に届出。

4/1

部署名及び業務内容の整理に伴う組織再編を実施。(以下組織図をご確認ください)



●人事異動

令和8年3月30日付

退職
農業信用保険管理部長 中山 五志
[農林水産省経営局金融調整課付へ]

令和8年3月31日付

退任
理事 鹿田 敏嗣
[瀬戸内海漁業調整事務所長へ]

退職
総括調整役 高木 美貴
[森林技術総合研修所長へ]

令和8年4月1日付

理事 成澤 行人
[水産庁漁政部付より]

総括調整役 宇山 雄一
[森林技術総合研修所長より]

農業統括部長 丸山 昌弘
[農林水産省経営局金融調整課金融調整官より]

編集後記

今年4月に企画調整課へ配属となりました。広報誌発行という初めての業務ではありますが、読者の皆様に有益な情報をしっかりと届けられるよう取り組んでまいります。

さて、話は突然変わりますが、現在、私の父は家庭菜園でパイナップルを育てています。姪が誕生した頃、食べたパイナップルのあまりの甘さに感動した父は「生まれた孫とこの美味しさを共有したい」と食べたパイナップルを株から栽培を始めました。

インターネットが苦手な中で育て方を調べながらも、なかなかうまくいかず、紆余曲折を経て3年。昨年の夏、3歳になった姪とともに、家族全員で収穫したパイナップルを味わうことができました。次は2歳になる甥のためにと、父は今日もパイナップルにせっせと水を与えています。

そんな父を見て思い出すのが、祖父母が毎年長崎から送ってくれた、段ボールいっぱいに入った「びわ」です。「大切な人に美味しいものを味わってほしい」という想いは、いつの時代も変わらないのだと、庭に立つ、種から育ったびわの木を眺めながら、改めて思いました。

刻々と変わる世界情勢や度重なる災害の中にあっても、丹精込めて作られた農産物、温もりを与えてくれる木々、そして海の恵みである魚介類を、この国で変わらず味わえる幸せが続くよう、農林漁業者の皆様や関係団体の皆様と手を取り合って業務に励みたいと思います。

これからも基金 now をどうぞよろしく願いいたします。

広報誌編集担当 U